

令和6年6月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和6年6月25日

令和6年6月総会議事録

開 会 期 日	令和6年6月25日（火）				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時37分 会長（議長）金子茂雄				
閉議及び宣言者	午後2時01分 会長（議長）金子茂雄				
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠 員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
参 与					
●事務局出席者					
・吉澤祐一 事務局長					
・千装隆宏 書記					
・馬場紫野 担当					

〔開会の宣言〕 午後 1 時 3 7 分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は 9 名、農地利用最適化推進委員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年 6 月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、5 番・飯島千春委員、6 番・根岸郁子委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として会長を務める、鳩山町国保運営協議会に関して、5 月 28 日に、埼玉県国保協議会監事会が開催されましたので出席いたしました。

また、6 月 8 日に大橋地区において、6 月 23 日には泉井地区において、地域計画に関する第 1 回説明会が開催されましたので、農業委員会会長として出席しました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第 4、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 1 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和 6 年 6 月 10 日受付。

資料番号 1、大字石坂 [REDACTED]、地目、田、面積、710 m²。同じく [REDACTED]

[REDACTED]、地目、田、面積、1,620 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：農地改良。

面積合計、田、2,330 m²。農地区分：農業振興地域外・第 2 種農地。

◎金子会長

この件につきまして、石坂 1・石坂 2 地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、■■■■に本社を有し、農業や土木事業等を行っている法人でございます。

本申請は、申請地が道路よりも低く、耕作に不便をきたしていることから農地改良の申請に至りました。

農地区分につきましては、農業振興地域外の第2種農地で、一時的な農地転用は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小林農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は長年管理地となっておりますが、農地改良後は土地所有者が露地野菜を作付けする計画となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員から、また田島推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地については、■■■■から■■■■を■■■に下った、■■■側に位置する農地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段の4枚でございます。写真を見ると、現在は管理している農地でございます。

資料11ページの公図及び13ページの現況図をご覧くださいと、隣接する■■■■と

の雑種地が一部計画地に含まれておりますが、県道から出入りができるようにすること、また隣接地に摺りつけて法面を少なくし、管理の効率を上げることを目的に、隣接する雑種地の一部も、一帯の計画地となっております。

なお、写真にお戻りいただき、4枚の写真のうち、右下の写真を見ていただくと、側の雑種地の一部に土が入っておりますが、こちらは、公共事業の発生土の搬出先となっているものでございます。

写真を撮影した時点では公共残土の搬入が途中となっておりますが、農業委員会総会までに終了する予定であることから、搬入終了後の計画での申請となっております、再度の現地確認により、作業が終了していることを確認しております。

また、資料14ページの断面図を確認いただくと、隣接の境界より高くなる計画でございますが、被害防除や排水対策がされております。

作付計画書や工事計画書、資金計画書等必要な書類は添付されており、今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、計画の実行性や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

現地の写真を見ると、右上の写真の隣接地には擦り付けのため、草刈りもしやすく、管理の負担軽減になると思いますが、左上の写真を見ると、隣接部分が既に法面になっているため、土を盛ると法面が高くなり、管理が大変になるのではないですか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

左上の写真の法面の部分につきましては、資料14ページの断面図をご覧くださいと、上段のA'の部分計画図となっておりますが、隣接地との境界が現状の法面の上でございますので、法面の上の境界から被害防除策をとることとなります。境界から素掘り

側溝、高さ分の平場、1対2勾配の法面を設ける計画でございますので、現在の法面の高さは変わらず、農地改良による法面の前に平場ができるため、管理には大きな影響はないと考えております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年6月10日受付。

資料番号2、大字石坂[]、地目、畑、面積、5.21 m²。同じく[]
[]、地目、畑、面積、223 m²。同じく[]、地目、畑、面積、72 m²。譲受
人 []。譲渡人 []
[]。

転用目的：一戸建住宅敷地。

面積合計、畑、300.21 m²。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、石坂1・石坂2地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から使用貸借権を設定して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準である農地区分につきましては、農業振興地域内の第2種農地であり、自己用住宅への転用は問題ありません。

譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおりますが、手狭になってきたため自己用住宅の建築を計画し、いくつかの土地を比較検討したところ、希望に合う本申請地での計画に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小林農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請地は、元々大きな土地でしたが、計画に合わせて分筆され、現在は管理されている状況でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員から、また田島推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真下段の1枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

申請地は■■■■を■■に下り、■■■を■■■した約■■m先の■■側に位置する、第2種農地でございます。

資料8ページの公図、9ページの土地利用計画図をご覧くださいと、3筆での一体計画となっております。

申請者は■■■でございますが、通勤の利便性等の希望に合わせ他の土地との検討をした中で、■■■の土地での計画となりました。

なお、9ページの土地利用計画図では、計画地内に車を2台駐車する計画となっておりますが、先日、一部計画変更の申出がございまして、車2台は、隣接する■■■に駐車する計画へと、変更となりました。

なお、計画の変更後の書類は農業委員会へ提出されております。

事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の計画図面及び資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断できます。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2は許可相当とすることに決定いたしました。

〔閉会の宣告〕 午後2時01分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和6年7月25日

会長 金子 英雄 

委員 飯島 千春 

委員 根岸 郁子 